

愛知県地域保健医療計画における新基準病床数

平成 20 年 3 月 31 日付け健感発第 0 3 3 1 0 0 1 号による厚生労働省健康局結核感染症課長通知「医療計画における結核病床の基準病床数の算定について」の一部改正に基づき算定する。

「医療計画における結核病床の基準病床数の算定について」の一部改正について
平成 20 年 3 月 31 日
健感発第 0331001 号

全県を区分として次に掲げる式により算出した数 $A \times B \times C \times D + E$

A : 本県の 1 日あたりの「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第 19 条及び第 20 条の規定に基づき入院した結核患者の数

B : 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第 19 条及び第 20 条の規定に基づき入院した結核患者の退院までに要する平均日数

C : 区域における年間新規患者（確定例）発生数の区分に応じた定められた係数

年間新規結核患者数	係数
99 人以下	1.8
100 人以上 499 人以下	1.5
500 人以上	1.2

D : 1
ただし、重症結核、季節変動、結核以外の患者の混入その他の区域の事情に照らして 1 ~ 1.5 の範囲で知事が特に定めた場合はその係数

E : 本県の慢性排菌患者のうち入院している者の数

○ 指数

	23 年 3 月時点	28 年 3 月時点 (データソース: H26)	30 年 3 月時点 (H28)	R6 年 3 月予定 (R1)
A	1.96	2.00	1.81	1.34
B	71.2	64.0	55.8	59.9
C	1.2	1.2	1.2	1.2
D	1.28	1.16	1.14	1.19
E	3	2	0	0

算定式: $A \times B \times C \times D + E = 1.34 \times 59.9 \times 1.2 \times 1.19 + 0 = 114.6$

○ 基準病床数

医療計画 (23 年 4 月)	医療計画 (28 年 4 月)	医療計画 (30 年 4 月)	医療計画 (案) (R6 年 4 月)
218 床	183 床	138 床	115 床
参考: 稼働病床		R5 年 93 床 R6 年 111 床	

< 計算の内訳 >

指数	数値	数値の説明
A	1.34	1 日当たりの法第 19 条及び第 20 条の規定に基づき入院した結核患者数 令和元年 県全体で 489 人 ÷ 365 日 = 1.34
B	59.9	法第 19 条及び第 20 条の規定に基づき入院した結核患者の退院までに要する平均日数 令和元年 県全体で 29,301 日 ÷ 489 人 = 59.9
C	1.2	区域における法 12 条第 1 項の規定による医師の届出のあった年間新規患者（確定例）発生数の区分に応じ、それぞれに定める係数 令和元年「1,024 人」500 人以上 → 1.2
D	1.19	1 *ただし、重症結核、季節変動、結核以外の患者の混入その他の区域の事情に照らして 1 ~ 1.5 の範囲で知事が特に定めた場合はその係数 年間の月末入院患者数の最大値を各月末入院患者の平均で除した数の 3 年間平均値 平成 29 年 ~ R 元年 29 1.161、30 1.225、R1 1.197 3.583 ÷ 3 年 = 1.194 ÷ 1.19
E	0	本県の慢性排菌患者のうち入院している者の数長期治療・長期入院・長期排菌・長期登録者数 平成 29 年から令和元年までの平均

※国の医療計画策定指針により、「コロナの影響を受けていない最新の値を使用すること（令和 2 年以降は除外）」となっているため、令和元年の数字を使用

○ 「A」「B」「C」算出根拠

令和元年 1 月 ~ 12 月

	新規患者数	入院患者数	総入院日数	平均入院日数
愛知県	1,024	489	29,301	59.9
	「C」	「A」		「B」

○ 「D」の算出方法
(変動係数)

	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
月末患者数計 (年)	1,023 人	969 人	942 人
月末患者数計 ÷ 12 月 (a)	85.3 人	80.8 人	78.5 人
月末患者最多数 (b)	99 人	99 人	94 人
(b/a)	1.161	1.225	1.197
(b/a) 平均	1.194 ÷ 1.19		